

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会（第1回） 議事録

- 開催日時 令和5年10月27日（金）午前10時～12時
- 開催場所 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 研修室B
※高石委員はオンラインによる参加
- 出席委員 安部委員長、加藤副委員長、高石委員、清水委員、神林委員、尾崎委員、三瓶委員、下村委員、増田委員、奥村委員
- 事務局 子ども・若者部長、子ども・若者部児童課長、子ども・若者部副参事（児童施策推進担当）
- 配布資料 ・議事次第
・資料1 検討会概要資料
・資料2 検討会委員名簿
・資料3 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会設置要綱
・資料4 子どもの居場所に関するこれまでの検討経過の説明資料
・資料5 検討会委員提出資料
・資料6 子どもを対象とした居場所に関するアンケート調査概要資料

1. 開会

松本部長：本日はお忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。

今年4月にこども基本法が施行された。こどもの最善の利益、意見表明権、こどもの参加など、子どもの権利を基本理念としている。この理念を実現していくためには、基盤となる子どもの居場所づくりを充実させていくことが重要。区では（仮称）第3期子ども・若者総合計画の策定に向けて作業している。また、子ども条例改定の議論を進めている。その中でも、居場所が大きなテーマと考えている。本日は、日ごろ身近な地区において子どもの見守りネットワークを構成している団体の皆様や学識経験者、子ども・子育て会議の委員の皆様にお集まりいただき、区における子どもの居場所づくりをどう進めていくか議論を深めていきたいと考えている。

昨日出席した児童相談体制等検討会にて、トー横の現状について話があった。DVや虐待家庭など家庭での問題があり、またいじめや友人とのトラブルなど学校の問題があって、居場所を求めてトー横にいる。またSNSで知り合った見知らぬ大人に話を聞いてもらうことと引きかえに性虐待にあうなど、厳しい現状の共有があった。このような専門的な対応が必要になるもっと手前の部分で、区の地域の中で信頼できる大人と知り合って居場所と思える場所があることは改めて重要と感じた。区では不登校の子どもが増えている。また、せたホッと相談件数や児童相談所の相談件数も増えてきて厳しい状況の中にある。そういった中で、子どもの権利がしっかりと保障された居場所があり、そこがネットワークとなって繋がって区の中でセーフティーネットの役割を果たせることが重要で、子供の健全育成をそういった中で支えられればと改めて感じた。

今回の検討会の議論はもっと手前のところで、予防的な居場所や機会の確保ということになるかと思うが、さまざまな忌憚のない議論ができればと思う。また、区では、児童館を1地区1館整備する計画を進めており、本検討会の中でも公の施設としての児童館が今後こういった役割を果たしていくべきかといったことも合わせて皆様からご意見いただければと考えている。

事務局：資料確認

(1) 検討会の概要及びスケジュール案等の説明

事務局：本検討会の位置づけについて、今年4月に施行されたこども基本法において、区市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して自治体こども計画を作成することが努力義務となっており、大綱に盛り込まれる子どもの居場所づくりに関しても、こども計画の中で整理し、計画的に推進していくことが求められている。区では現在、自治体こども計画の位置づけとして、(仮称)第3期子ども・若者総合計画の策定作業に着手しており、本検討会は、この総合計画に子どもの居場所づくりに関して必要な内容を盛り込むことを見据え、区及び子ども・子育て会議へ提出する報告書をまとめることを目的とする。

今回、区において子どもの居場所づくりの議論を進めるにあたり、子どもの居場所の全体イメージを示している。児童館や青少年交流センター、子ども食堂など現在、地区において子どもの見守りネットワークを構築している居場所のほか、公園や空き地など居場所があり、他にもファーストフード店やSNS、オンラインゲームなど居場所を目的として作られたものでない空間も子ども本人が居場所と感じるものであれば含まれるなど、子どもの居場所を検討するうえでは対象が多種多様で範囲が非常に広いため、テーマを絞り議論を深める必要があると考えている。

そのため、現在、身近な地区の子どもの見守りネットワークを構成し、子どもの見守りと居場所を担っている各団体の皆様と学識経験者の先生方にお集まりいただき、相互の連携を深めながら、「子どもの権利が保障される居場所」である「子どもの権利の拠点」づくりをどう進めていくか、さらに、各地区に公の子どもの居場所として整備を進める児童館がこういった役割を果たしていくべきかなど議論ができればと考えている。こうした考えのもと、会議体の名称は当初「子どもの居場所に関する検討会」としていたが、「児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会」とさせていただいた。本検討会では子どもの権利の拠点づくりに向け、現状と課題を把握し、課題にどう向き合って前進していくのか、意見交換して議論を深めていきたい。なお、議事録は皆様にご確認いただいたあと公開予定だが、会議そのものを配信する予定はない。

検討会のスケジュール案は、本日を皮切りに月1回程度のペースで検討会を開催し、前半の第1回～第2回では、国や区における検討状況の報告や、区内における子どもの居場所に関する課題共有、現在実施中の子どもへのアンケート調査の結果報告のほか、これらを踏まえた課題整理や意見交換を進め、3回目以降において子どもの権利の拠点の共通理念や児童館の役割など子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みの方向性について議論を行い、第5回目に報告書として取りまとめることを想定している。そして、この報告内容を(仮称)世田谷区子ども・若者総合計画へ反映していく予定にしている。スケジュールや内容は、現時点で事務局が想定している内容なので、今後の議論の中で必要に応じて対応していくことも考えている。

(2) 検討会委員自己紹介

2. 議題

(1) 検討会会長及び副会長の選任

事務局：検討会会長及び副会長の選任について、資料3の児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会設置要綱第5条において「検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。」としており、会長は検討会を招集し、議事を主宰するなど検討会を総括する役割を担っていただく。

事務局としては、会長に工学院大学の安部委員を推薦させていただければと考えているが、皆様いかがか？(全員同意)

それでは、安部委員を会長に選任する。安部委員より一言お願いしたい。

安部会長：学校や家庭に居場所がない子どもたちの声がせたホッとにたくさん寄せられている。それと同時に、子ども食堂や学習支援、児童館などが支えになっているという声も聞く。出席されている皆さんが普段活動されているところが子どもたちの居場所になっていると感じている。皆さんが聞いている子どもたちの声を共有いただき、議論を進めていければと思う。

事務局：次に、副会長の選任について、要綱の第5条第3項に副会長は会長が指名することとしており、安部委員よりご指名願いたい。

安部会長：加藤委員を指名する。

事務局：それでは、会長に安部委員、副会長に加藤委員を選任する。これ以降の議事については、進行を会長にバトンタッチする。

(2) 子どもの居場所に関するこれまでの検討経過の説明

安部会長：それでは、議題の(2)子どもの居場所に関するこれまでの検討経過の報告について、意見交換に入る前に事前に踏まえておく必要がある国や区の検討状況について事務局より説明願いたい。

事務局：これまでの子どもの居場所に関する国や区の検討状況について報告する。資料4をご覧ください。国で年内を目途に取りまとめを進めている「こどもの居場所づくりに関する指針」について、地域のつながりの希薄化や価値観の多様化、児童虐待相談件数や不登校、自殺者数の増加など子どもを取り巻く環境の厳しさが増す中、全ての子どもが自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長していくために、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するという理念のもと、指針においては、子どもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点が示されている。

国の指針の対象となるこども・若者の年齢の範囲は、こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」としており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、「こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」を指している。

各視点に共通する事項として、①こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともに居場所づくりを進めること、②こどもの権利を擁護していくために、こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けること、③居場所の性格や機能に応じた官民が連携・協働していくことの3つが挙げられている。その上で、「ふやす」、「つなぐ」、「みがく」、「ふりかえる」の4つの基本的な視点を示している。「ふやす」に関しては、多様な子どもの居場所を整備していくために、居場所の実態把握のほか、児童館や公民館など既存の地域資源を活用した居場所づくりや担い手の育成・サポートなどが挙げられている。「つなぐ」に関しては、子どもが居場所に繋がりやすくするために、居場所の情報の可視化や、こども・若者のニーズに即した居場所づくり、アウトリーチなど幅広い手段を講じることが挙げられている。「みがく」では、子どもにとってよりよい居場所となるために、安心・安全な居場所づくりに向けた子どもの権利の理解、居場所運営にあたっての理念や担い手の行動規範を言語化し、共有・実践していくほか、子ども・若者の居場所づくりへの参画、居場所同士や関係機関と連携・協働した居場所づくりなどがある。「ふりかえる」では、居場所づくりの検証の必要性和指針の検討が今後の重要課題であることが書かれている。

居場所づくりに関係する者の責務や役割・推進体制等の中で、区市町村には地域の実情に応じた関係者の連携・協力体制の構築、自治体こども計画に基づく計画的な推進が求められている。また、居場所づくりの担い手となる民間機関にも指針の理念等を踏まえて、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施することが役割として示されている。

次に、厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会が令和5年3月に取りまとめを行い、公表した「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性」を紹介する。今後の児童館のあり方の中で子どもの居場所に関する部分について一部抜粋して説明する。まず、1つ目は「こどもの意見を政策に反映する」ことに向けて、児童館が持つノウハウを横展開し、さらにこの取組を深めていく必要があるとしている。2つ目は公的施設として、民間有志によるこどもの居場所に対して、施設設備を貸し出すことのほか、遊びのプログラムの提供などの面で積極的に支援すること、地域のこどもの居場所づくりの拠点となることも期待されている。

東京都においては、令和3年4月1日に「東京都子ども基本条例」が施行され、第7条に「都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、区市町村と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど環境の整備を図るものとする。」と遊び場や居場所づくりに関する規定がされている。

区における検討状況は、世田谷区子ども・子育て会議内に設置された「子どもの権利部会」において、これまでの世田谷区子ども条例や権利擁護を含めた子ども施策の評価・検証とともに、総論と5つの視点による今後の施策展開への提言として、「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」が令和5年3月にまとめられた。5つの視点の1つに「子どもの居場所」が挙げられており、主な提言内容は、「居場所」の定義や「すべての子ども」の「居場所」の確保に取り組む必要性、「子どもの権利」を周知して理解を促進すること、それぞれの「居場所」が「繋がり」を持って質の向上に努めていくべきであることのご提案をいただいた。

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」で、新 BOP 学童クラブの大規模化の解消に向け、区内の新 BOP を含む放課後児童健全育成事業において、子どもの権利保障と最善の利益を考慮した成育支援を推進するなど支援の質の向上に向けた方針をまとめている。この方針では、居場所として7つの目標を掲げ運営を行っている。

安部会長：質問ある場合は挙手をお願いしたい。

神林委員：感想になるが、資料4の2ページ「こどもの居場所づくりとは」に居場所づくりは第三者が行うものであると断定しているが、子ども本人も含めてみんなで居場所を作っていくと思っているので、区では第三者がやってあげるのではない考え方をしなければならないと思った。

6ページの四コマ漫画で、一コマ目で「遊べる公園がなくなっちゃったね」「どうしようか」と言っているのに、二コマ目で何も触れずにいっているが、これが大問題なんだよねということも思った。

安部会長：1点目については、国の居場所部会で子ども自身が作る居場所もあることを話しているが、修正できていないので次の部会で指摘しておく。

三瓶委員：資料4の9ページにある7つの目標はこれからの目標か。

事務局：現在、7つの目標はどの学童クラブでも完全にクリアできているかと言われれば、厳しい環境にあるところもあると認識している。できていないところもあって、どう補填するのか、どう強化していくのかというところが区としても大きな課題だと思っている。

三瓶委員：やりたいと思ってもできない理由があると思うので、細かく聞き取って解決してほしい。

事務局：区の状況としては、新 BOP 学童クラブの大規模化や狭隘化が問題となっており、学校外の敷地に民設民営の放課後児童クラブ5施設の準備を進めている。民間が入ってくことで、切磋琢磨する場面も増え、新 BOP 学童クラブの規模の適正化にもなり、成育支援の質の向上にもなる。できる限り現場の意見も聞き、第三者の意見も交えながら、質の向上を必要に応じて柔軟にやっていかなければならない。

(3) 意見交換

安部会長：(3)の意見交換にあたっては、子どもの居場所を担っている団体の委員の皆さんに作成してもらった資料5の説明をお願いしたい。

三瓶委員：砧・多摩川あそび村を23年前から多摩川の河川敷で子どもたちの居場所として作っている。近所の地区会館で家に帰りたくない子どもたちが勉強できるよう宿題クラブを始めた。コロナ禍で狭い空間ではやりにくく、また区からスタートアップ事業として補助金が出るとのことで、3年前から小学校の前の区民センターを借りている。場所を変えたことで多様な方が宿題クラブに来てもらうようになった。近所でやっていた以前はホットプレートでおやつを作って食べていたが、区民センターでは難しくコロナもあり今はおむすびを作って持って行っているので、おなががすいた子どもや家でご飯のない子どもの利用にもつながっている。月末には、食育の時間として調理室を借りてみんなでご飯を作って一緒に食べている。低学年の子どもが中心なので、帰りは基本的にお迎えをお願いしている。お迎えが難しい家庭もあるので、近所まで送ったり同じ方面のお母さんをお願いして送ってもらったり工夫している。

きぬたまあそび村を応援してもらっている団体とのつながりで、遊び場だけではなくいろいろな方向から子どもたちを見ている。ただ、学校とのつながりが薄いため、学校支援コーディネーターや主任児童委員さんなど学校に深く関わっている地域の方を見つけて、学校とのかかわりを持ち子どもと一緒に見ていきたいと思っている。

安部会長：児童館に期待することは？

三瓶委員：児童館と同じ施設で宿題クラブを始めたことで、同じお子さんを一緒に見て守る体制ができつつある。ただ、もう少し積極的にアプローチしてもらえるとうれしい。児童館によって地域との繋がりは異なると思うが、もう少し深く関わってもらえるとうれしい。

神林委員：1点目は学校と繋がりにくい理由は？2点目は居場所として大事な視点は？

三瓶委員：学校との繋がりにくさは、守秘義務や担任の先生の忙しさがネックになっている。学校が信用している人を見つけて、その人に繋いでもらう。もう少し頼ってもらえるとうれしい。

きぬたまあそび村で一番大事にしていることは外遊び。外遊びで子どもたちが親と離れて自由に遊べる時間が大切だと思う。どの居場所がヒットするか子どもによって全然違うので、たくさん居場所がありその中から子どもが選べるよう、居場所の一つになればと思っている。

増田委員：各地区20名前後いる民生児童委員は地域の高齢者の見まもりを中心に、子どもの見まもりもしている。私の担っている、主任児童委員は、各地区2名づついて、地区の民生委員と協力しながら子どもの見まもりを中心に活動しているが、一番は虐待児童や、子ども家庭支援センターや学校からお願いされた心配なお子さんの見守りをしている。行政や学校から信頼されて相談されるようにもっていく。学校運営委員や学校支援コーディネーター、評議員をやって学校との繋がりができる。児童館の行事をお手伝いすることで児童館との繋がりができる。

小学校を2校担当しているが、そのうち1校の小学校は校長先生と副校長先生で打ち合わせして1年生から心配なお子さんを共有してもらった。もう1校の小学校では、主任児童委員と児童館、新BOP、地域の居場所の担い手の方とランチミーティングで1年生から見守りしてほしいお子さんを共有してもらった。学童のお手伝いで見ていたお子さんが5年生になり今回の見守り対象から外れたり、青少年の地区委員会の行事や児童館の行事で一緒になったお子さんが中学生や高校生になって、また児童館のお手伝いに戻ってきてくれて小学生を指導している姿を見たり、長い目で子どもを見ることができると、館長から心配なお子さんの情報を教えてもらうこともある。行政が持っていない高齢者の

安部会長：児童館に期待することは？

増田委員：守秘義務の勉強をしているが、立場が違くと甘い方もいる。児童館の行事お手伝いで頻りに足を運んでいると、館長から心配なお子さんの情報を教えてもらうこともある。行政が持っていない高齢者の

見守りをしている中で持っている情報をお伝えできることもある。以前あったケースでは、おばあちゃんがお孫さんのことを心配しているが、お年寄りのDV傾向が少しある家庭で、おばあちゃんとお父さんの関係、お父さんとお子さんの関係が心配なご家庭があった。常に児童館とも情報交換できると、一人のお子さんを見守っていくにあたりいろいろな角度から見ていける。お子さんにとっても話しやすい人は違うので、赤ちゃんの時から知っている地区の民生委員に少し話すこともできると思う。それが行政と繋がる一番の強みだと思うので、そのような関係でいられることが望み。

神林委員：外遊び推進員の活動では拠点を持っていない。外遊び推進員の立場から見た比較資料を提出した。児童館に期待することは4ページ目に書いている。外遊び推進員の視点で、プレーパークを真ん中にしたときと児童館を真ん中にしたときで比べてみた。居場所づくりの中で普段から地域と繋がっているというのは、単発のイベントでの繋がりや普段から話し合うことができる繋がりとは全く違うと認識している。7ページ目の児童館は、イベントや会議で繋がっているところはたくさんあると思うが、主任児童委員や青少年委員など普段からの繋がりや関係は少ないように思う。これから子どもの権利の拠点となる児童館は普段から繋がりがある団体が増えたいと思う。児童館を中心としたにはなり得ないと思っているので、どう考えていくかが課題としてあると思う。

4ページ目に書いたが、子どもの居場所というと中高生まですべて入ってくる。小学生が中心または小学生だけしか行ってはいけないという認知が区内の児童館では広がっていると聞く。中学生になってから来たい場合や困ったときに初めて来たいと思った場合に行く場所に児童館がならないと児童館を中心とした子どもの権利の拠点にはならない。子どものころからではなく中高生になってから行ってみたいと思える場所にどうやってしていくのか、アンケートだけでなくヒアリングも含めて子どもになぜ行かないのか、なぜ使わないのか、聞いていく必要があると思っている。

プレーパークや子ども食堂は、予算的・人的な体力がないことから子どもたちはかなり来ているものの、アプローチすることもあれば体力がないことで密にすることができないというところもあるので、そのあたりがまさに公設公営の児童館と考えられることがあるのではないかと。

尾崎委員：区内には子ども食堂が68ヶ所活動している。活動回数としては月1回、2回というところが多いが、365日毎日空いている子ども食堂や月曜日と木曜日の週2回活動している子ども食堂もある。ただ、喜多見から上用賀の一直線に子ども食堂がまったくない。子ども食堂は特に社会福祉協議会に登録する団体ではなく任意で活動する団体。欠食や孤食など子どもの居場所を目的に、それぞれが活動している。多い団体だと300人来ていたり、小さい団体だと10名程度のお子さんが来ていたり、さまざまな形で活動している。

児童館との繋がりとしては、以前子ども食堂の研修で児童館職員に講演してもらったことがあり、自分の地区には児童館がないので児童館との繋がりが少ないというお話や、近くの児童館には行きづらいお子さんのために児童館同士で横の連携をとってほしいという意見が出た。近くの児童館には知っている友達がいて行きづらいので少し遠い児童館に行ってみようという話があったときに、近辺に児童館がなくかなり遠くに行かないといけないからやはり地区に1館ずつあったほうが子どもも行きやすいのではとアンケートに書いてあった。

このところ児童館と子ども食堂ともすごく連携を取るようになっていて、代表のスタッフも社会福祉協議会への相談だけでなく、すぐ相談に行ける児童館に相談に行っている。各児童館が子ども食堂と連携をとってくれていて、子ども食堂のスタッフの相談窓口の一つとなっていたとアンケートに記載があった。

学校との連携も子ども食堂でもかなりとるようになっていて、今年も夏休みが終わった後に子ども食堂に来られたお子さんの中かなり痩せてしまったお子さんがいた。学校との連携を密にとっているケースもある。夏休み前から不登校になってしまったお子さんが、児童館と連携をとって子ども食堂

にスタッフとして入ってみようというところから、少しずつ居場所になりスタッフとして活動しているケースもある。それは児童館からお話があって活動しているケースで、学校の先生も子ども食堂に来て子ども食堂の中でお子さんの様子をご覧になっている。先生が来ると子どもが引きつり動けなくなるので、ガラス越しに遠目から見られている。少しずつ先生が来ることもお子さんの中で受け入れてくれている。まだ不登校が続いているが、スタッフとして誰かのために活動するのは本人によって楽しいみたい。月2回程度の子ども食堂なので、期間があいてしまう。児童館と連携している子ども食堂なので、児童館に行って相談ができるが、すべての子ども食堂が児童館と連携できているわけではないので、連携できるといいと思う。

また、お願いになるが、ぜひ児童館の場所を使って子ども食堂ができる環境を整えていてもらいたい。子ども食堂の数が増える一つになるのではないかとと思っている。今のところ区内の児童館を使っての子ども食堂は一つもない状態。また、新BOPで子どもたちへチラシ配布のご協力をお願いしたい。学校から子ども食堂のチラシ配布を断られる場合もある。1年生から3年生までの学童であれば枚数も少なく子ども食堂の負担も減るので、区内に新しくできたり子ども食堂からチラシ配布の希望があったりしたら協力をお願いしたい。

子ども食堂にはさまざまな方がかかわっていて、主任児童委員や元民生委員がかかわって活動している子ども食堂もある。地域住民の方がやっている子ども食堂が8~9割だが、一部特養や保育所がやっている子ども食堂もある。児童館など皆さん方にご迷惑をかけながら活動しているのかなと思う。年に2回ほど研修をおこなってさまざまな子どもたちの対応の仕方など勉強しているが、児童館に質問する子ども食堂もあるみたいで、これからもよろしくをお願いします。

下村委員：青少年交流センターは条例に定められた施設で、中高生から20代の若者を主なターゲットにしているが、実際には小学生から区の若者の定義39歳までの若者が登録して使える。それ以外にも一般の区民の方も自由にお入りいただける。高校生、小学生、中学生が3割ぐらいずつ利用している。

児童館との関係は、近い児童館とは特定の子どもの情報交換をしたり、一緒に事業をやったり、職員の交流研修でお互いの施設に行きあったりしていて、児童館との連携を大事にしている。児童館と青少年交流センターを並行して利用している若者が多く、お兄さんお姉さんとして慕われたときには児童館に行くが、一人で過ごしたいときは青少年交流センターに行くようだ。居場所の使い分けが大事だと実感している。多様な居場所が区内にいろいろとあって、有機的に繋がるのが大事だと思っている。

学校との関係は、児童館も青少年交流センターも来てくれないと何もできない施設なので、アウトリーチをしようと船橋希望中学校に学期に3回、出張アップスとして放課後に校長先生に許可いただいた飲み物やゲーム、漫画、楽器を用意してカフェのような学校にはない空間を作りに行っている。なかなか学校に足が向かない子どももいるので、アップスでの活動を出席日数にしようかと校長先生から話をしてくれた。3回のうち1回は学校のない日にやっていて、学校に行くきっかけ作りで学校にホッとできる場所があったらというトライアルを継続的にやっている。1回目は0名で誰も来なかったが、2回目は1名来てくれて、学校との関係も強化している。また、区の子ども青少年協議会のモデル事業で高校でも月1回校内カフェをおこなっている。生徒が主体的に考える学校である反面、中退する生徒もいる学校で、学校の先生も問題を抱えている生徒がいると言っている。月1回放課後に教室を2時間程度借りて、お味噌汁の提供などしている。名前を書いている子どもだけで50~60名来ている。エネルギーがあるが悩みを抱えていて、慣れてくると学校の先生とトラブルが起きたときに頭を冷やしてアップスに来る子どももいる。

児童館も青少年交流センターもアウトリーチをどうするのが課題。子どもの声を聞いていろいろなものを作り上げていくには良い施設だと思うので、それをより発揮するために一緒に児童館とやって

いければと思っている。

清水委員：子どもたちの権利という視点をもって児童館の役割を明確にしていきたい。子どもたちの権利の拠点となる児童館がどのような権利を考えていくのかは、健康に生きる権利や差別を受けずに生きる権利の基本的なところ、それからより豊かに体験を積み重ねて失敗を繰り返すことも許されながら学びながら育っていく権利という二つを挙げた。どちらも一人の子どもの中にある権利なので、図には関わっているところを全部書いて、繋がり方がよく分からなくなったが、これが児童館の特色かと思う。一人の子どもをあいだに置いて何か課題解決しようと思ったら、ありとあらゆる皆さんと何らかの繋がりを持たないといけない。いざというときに丁寧に繋がるためには、日常的な繋がりを作っておかなければならない。児童館は決して万能でもなく、あらゆるケースに対応できる力もないので、多くの皆さんと繋がって児童館は常にたくさん子どもにとって楽しい場所であり、大切な場所であることを目指して日常の活動をしていくと考えている。子どもたちに児童館を大切に思ってもらうために、居場所を作ることだけではなく、作った居場所と一緒に運営していくことやルール作りや約束事を一緒に考えて、これからの後輩たちにも児童館を大切なものとして残していけるように、大人だけで決めるのではなく子どもと一緒に考えてやっていくことを大事にしている。子どもたちにそういう体験の中で、大人に作ってもらった児童館だが約束事などを自分たちの意思表示を通じて変えていくこともできることも学んでほしい。一方的な運営にならないようにしている。自分たちだけでは解決できないことがたくさんあり、居場所として児童館を選ばない子どももたくさんいることはわかっている。いろいろな居場所があって、子どもたちが濃淡を持ちながらも複数の場所にゆっくり関わっていけるような居場所の一つとして、児童館は公設の施設としてどのような役割を期待されて持っていなければいけないのかを一緒に勉強していきたい。

安部会長：6名の報告を踏まえて、気づいたことや感想を教えてほしい。

奥村委員：中学生と小学生の5歳離れている子どもがいるが、区の拠点は全部進化しているし行きやすくなっていると感じる一方、保護者が退化していると感じる。中学生の子どもときは、親同士が助け合っていてネットワークがあった。ただ、小学生の子どもときは、コロナがあり、また働いている保護者が増えたので、親同士が繋がりにくく、知らない人もいるということを知っている人がわかっていないと溝ができてしまう。拠点と拠点をつなぐ区民に対して、区民が子どもとどう接していくのかという啓発活動が必要。発達障害の方が半分ぐらいいる中で、発達障害の子どもとどう接していくか、手助けしたくてもリスクもあるときに窓口があるといい。助け方を知っていればヘルプできるが、知らないとできない。

子どもがモルックを高齢者に投げつけたときに注意したが、年配の方は注意できなかった。ダメなものをダメと叱る人がいなかった。

挨拶できない子どもが増えてきている。小学校での挨拶運動で挨拶を無視されたときの感覚を子どもたちも知ったほうがいい。特に年配の方は無視されると心が折れてしまう。挨拶を無視されたときの感覚を体験できるワークショップのような、区民の力を底上げするような啓発活動があるといい。

学校とのつながりが希薄な場合、保護者が窓口になれるのではないか。

加藤副会長：三瓶委員の報告からは、親子共々顔の見える関係を大事にされていて、顔の見える二人称の関係性が居場所に繋がっていくことを実感した。固有名を持つ人同士の子どもの大人との繋がり、子ども同士の繋がりの中から、子どものニーズが見える。子どもとの関係の中から子どものニーズや求めを把握できるよう作り出していくことの大事さを実感した。

増田委員の報告からは、虐待児童を見守ることで課題を抱えている子どもに対して向き合っていくことの大事さを実感した。居場所を考えていくときに、子どもの権利が保障された居場所を作り上げていくことと並行して、子どもたちにいろいろ課題がある中で課題を解決していくために居場所はどうか

いう役割を發揮できるのか、大きな課題になる。また、子どもと繋がることであるいは子どもの家庭も見えてくる中で、子どもを取り巻く課題がさらに見える化してきていて、どういろいろな機関と連携しながら課題解決に繋げていくのか、大きな課題としてある。

神林委員の報告からは、外遊び推進員として地域の中で子ども同士を繋げる人がいることの大事さを感じた。外遊びを大事にしている区の要として理解のある人が、子どもの権利の視点から外遊びの推進を図ったり障壁に対して子どもと話し合ったり、提言していくことの大事さを感じた。顔と名前が分かりお互いが信頼して関われる日ごろからの関係性が大事ということで、ここでも顔の見える二人称の関係性がサポートする側にとっても大事だと実感した。

尾崎委員からの報告では、不登校の子どもが子ども食堂にいるときに学校の先生が来ると緊張していたということから、子どもの居場所は子どもにとって身近で行きやすい場所にあることも大事だが、子どもが抱えている課題によっては同級生の目が気になるような学校の近くではなく少し離れた場所に行けるように、広域の居場所の必要性もあると思う。子どもにとっての行きやすい居場所をどう作り出していくのか。8割の子ども食堂を地域住民が運営している中で、地域住民が積極的に子どものために取り組んでいる。地域住民の基盤づくりという意味でも大事な仕組みだと感じた。

下村委員の報告からは、慕ってほしいときは交流センターに行く、疲れて話を聞いてほしいときは児童館に行くなど、子どもたちが主体的に選んで利用するとのことで、話を聞いてもらう権利、参加する権利、休む権利、遊ぶ権利、表現する権利、学ぶ権利など子どもの権利の多様性を踏まえた上でどう保障していくのかという課題がある。また子どもを取り巻く課題として、不登校の子どもが大変多いがやはり高校中退する子どももたくさんいて、そういった子どもの居場所をどう作り上げていくのかという課題も実感させられた。

清水委員の報告からは、児童館は四者連携の一角を担う方向性にあると聞いている。児童館にいろいろな機能が求められているが、いろいろなネットワークの中でどうそれぞれが力を發揮していくのか、整理していけるといいと感じた。子・子会議の視察で児童館に行った際に、子どもたちと繋がりを作り出すためにいろいろな仕掛けが児童館の中にあることを実感した。縦の繋がり、横の繋がりを作り出されていく場であることを実感した。

神林委員：子どもの権利の拠点を考えるにあたり、報告書作成まで時間が短い。そもそもなぜ児童館がベースになるのかという論点もあると思う。子どもの権利をどう考えているのか、児童館が子どもの権利の拠点となるには何を求められていると思うか、児童館職員に意見を出してもらいたい。

高石委員：たくさん資源があることを学べた。アウトリーチもされているとのことで勉強になった。役割が重なっているようにも思ったので、利用者にとって分かりやすい示し方をしたほうがいいように思う。

事務局：神林委員のご意見について、大きな課題を抱えている居場所を半年間で議論することは難しい。そのため、子どもの権利の拠点づくりとフォーカスした。子ども計画に盛り込むため半年間で報告書を作成したいが、今年度まとめたとしても引き続き検討し評価検証していかなければならない。質の向上を図っていく上でゴール設定は難しい。次の課題をどう解決していくか向き合う作業を続けていく。ご提案のあった児童館職員の意見をまとめることは、児童課で検討して可能な限りやっていきたい。現在の子どもの計画に地区の拠点として児童館の役割を定めているが、職員がどう感じているのか意見を聞くことも必要と感じている。

安部会長：確かに時間は短い。区の児童館はそれぞれの地域にあり、スタッフも充実している。日本全国みても公設公営でこれだけやれているところはほぼない状況で、本来はもっと早い時期に子どもの権利を拠点とした児童館がどうあるべきかという姿を示しておくべきだった。国や東京都も方向性を出し、いい機会なのでいろいろな方にお話をうかがいたい。清水委員のとおり児童館は万能ではなく児童館だけでできるわけではないので、みなさんの力が必要だと思う。一方で児童館は公設公営で児童厚生員

の専門職がいる充実している状況なので、これを使わないのはもったいない。どうしていくのがいいか、次回も引き続き話し合いたい。

国の居場所部会で、子どもの居場所は子どもが権利を実感できる場だという話になっている。大人の目線からは子どもの権利をどう保障するかとなるが、子どもから見るとさまざまな権利を行使できる場ということになる。次回12月の検討会で、それぞれの居場所で子どもたちがどのような場面で権利を実感できていそうか、あるいはどのような場面で実感できていないか、持ち寄っていただきたい。子どもたちの声からこの検討会を進めていきたいので、次回教えていただきたい。

(4) 子どもを対象とした居場所に関するアンケート調査の実施について

事務局：本検討会の議論にあたり、子どもの声をアンケートの形で把握し、議論に反映させていきたいと考えている。アンケート調査については、インターネットを使った量的調査と子どもと対面でやり取りしながら深掘りしていく質的調査の2種類を考えている。

インターネット調査は次の第3期子ども・若者総合計画策定に向けたアンケート調査の中で現在実施している。小学生各学年500人の計3,000人、中学生は区内に住む12歳から14歳の子ども3,000人を対象に量的な調査として実施している。

調査項目は、小中学生共通項目として、放課後から夕方6時ぐらいまで過ごす場所(頻度)、安心できる、ほっとできる場所があるか、それはどのような場所か、児童館の利用頻度と利用しない子どもについてはその理由を回答してもらう内容としている。また、小学生には新BOPの利用頻度と利用して楽しかったかどうか、中学生には青少年交流センターの利用頻度と利用しない子どもにはその理由を聞く内容としている。

次に、インタビュー調査は直接施設に伺い、インタビュー形式で実施するもので、3～6名程度のグループでファシリテーターがやり取りしながら、深掘りしていくことを想定している。スタッフはファシリテーター1名と事務局1名程度の体制で実施し、ファシリテーターは神林委員にお願いしている。調査対象の施設は、小学生が児童館1箇所とプレーパーク1箇所、中学生及び高校生世代が児童館1箇所及び青少年交流センター1箇所としている。主な質問項目としては、ここに居たいと感じる場所はこういったところか、新たな居場所に行ってみたいと思ったときどうすれば気軽に行くことができるかなどの内容を予定している。

調査結果に対する子どもへのフィードバックは、本検討会の報告書が取りまとめられた後、調査結果のどの部分が反映されているかなど、調査に協力してもらった子どもにも分かるような形で実施していきたい。インタビュー調査は、今後実施する施設もあるので、可能なところは委員のご意見も反映していきたい。調査の結果は、次回の検討会で報告予定。

安部会長：フィードバックはどのような形で実施か。

事務局：検討中だが、報告書の中でこの部分に子どもたちからのインタビューで出た言葉が入っていると、明確に分るような内容でお伝えしていきたい。

安部会長：良い方向性だと思う。

3. 閉会

安部会長：最後に各委員より一言いただきたい。

奥村委員：子どもの居場所として児童館を真ん中に置いて議論していくが、課題を抱えた子どもたちの居場所についてか。子ども全体についてか。

安部会長：子ども全体である。

奥村委員：どちらかというと、課題を抱えている子どもにスポットが当たっている気がする。最初に救済が必要

だと思うが、いわゆる一般家庭に全く問題がないわけではない。課題を抱えている子どもだけの居場所になると、そこまで課題のない子どもとの線引きがはっきりされてしまう気がする。全体の子どものについての議論のように感じなかった。

安部会長：この検討会で話していくことは、ユニバーサルアプローチで考えていきたい。すべての区内の子どもの話をしていきたい。

下村委員：児童館が中心となった子どもの権利の拠点づくりと言ったときに、子どもたちにはいろいろな権利があるが、意見を表明してコミュニティに対して影響を与える参加参画を中心にして、重点的に議論していければと思う。

神林委員：ト一横の対策の話から、手前の予防が大事だと思っている。予防がちゃんと出来ていれば対策にいかない。ただ、予防にこそ予算が出づらく問題のないように見えてしまう子どもをどう支えていくのが難しい。子どもの権利に予防のキーワードを入れたい。

三瓶委員：児童館に中学生や高校生などコアな子どもではなく一般に遊びに来てもらう一つ的手段としては、食だと思っている。以前は児童館で子どもたちが食事を作っていた。おなががすいている子どもは食に寄っていくので、入りやすく見つけやすい。また一般の子どもも楽しめる。

増田委員：小中学校に行くと、グレーの子どもが増えていると耳にする。各児童館の職員、学校の先生たちも大変そう。地域としてどう関わればいいのか難しい。私たちを取り込む方法や利用の仕方をご意見ただけるとうれしい。

奥村委員：児童館が拠点と考えたときに、ト一横の予防もそうだが、保護者内では性教育をもう少し自由にできればという話が聞こえてくる。座って学ぶとなると構えてしまうが、「生きるを学ぶ」「スキップに」について等がいろいろなところであれば、児童館なので小さいころから触れられればよいと思う。

安部会長：いまやっている児童館はある？

清水館長：中高生向けの講座やイベントの形で取り組んでいる児童館はほとんどないが、日常的な子どもたちとの会話として信頼関係を崩さない程度に話すことはある。

高石委員：困難を抱える子どもの意見をどう聞いていけるのかも気になった。

尾崎委員：子ども食堂に来るお子さんは、全員が課題を抱えているわけではなく8割ぐらいはふつうのお子さん。2割ぐらい少し支援が必要なお子さんが来ている。多様な子どもたちのために、普段から地域の住民が動いてくれている。いつも何もしゃべらない子どもが話してくれると、子ども食堂のスタッフはうれしいようだ。子どもが悩んだときに誰か話せる大人が地域の中にいっぱいいて、選択してその日の気分で選べる世の中になるといい。区内にはそういう住民がたくさんいる。その人たちと上手に橋渡しできるような役割を児童館や学校に担ってってもらいたい。

事務局：次回の第2回目は、12月8日（金）に10時から保健医療福祉総合プラザで開催する。本日の議事録は事務局で作成し、各委員に確認を依頼する。次回の検討会で最終的な確認をとり、公開する。

安部会長：世田谷には良い意味でお節介な人が多いと感じた。お節介や善意はその人がいなくなると続かなくなってしまう。それでは子どもの権利を守れない。仕組みとしてどう考えていくかが大事。

それでは、これで本日の検討会は終了する。

以上